

【いじめの定義】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめの内容（態様）】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等であるが、

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察への通報が必要なものも含まれる。また、教育的配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、命の安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めるよう対応する。

【いじめの要因】

- ・ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じうる。
- ・ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こりうる。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱いものを攻撃することで解消しようとする）
 - ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
 - ③ねたみや嫉妬感情
 - ④遊び感覚やふざけ意識
 - ⑤金銭などを得たいという意識
 - ⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分やりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こりうる。
- ・ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しいと考えられることから、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組を日常的、継続的に行う。

【いじめの解消】

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することから、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

・いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することとする。

・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該の被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を継続する。

【重大事態の定義】

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

（「生徒指導提要」「北海道いじめ防止基本方針」）

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめは、ホームルーム、部活動など、集団における人間関係の中で、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという基本的な認識の下、本校においては次のとおり取り組む。

- (1) いじめは人権侵害及び犯罪行為であるという認識の下、生徒・教職員が一体となって「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめの被害生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 生徒自身が、けんかやふざけあいを含めた交友関係から生じた問題を解決し、人間関係を修復し、より良い関係を構築しようとする姿勢を育む。
- (5) いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るため、父母などの保護者等（以下、「保護者等」）との信頼関係の構築、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織に関わること

いじめ対策委員会の設置

- (1) 目的…いじめ問題に特化した活動を組織的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

- (2) 構成…校長、教頭（委員長）、生徒指導部長、年次主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等によって構成する。但し、構成員はいじめの実態に応じて柔軟に対応できるものとする。
- (3) 役割…以下について、具体的方策を検討し、実施する。
- ア アンケート調査などいじめの実態把握に関すること
 - イ いじめが起きた場合における、調査方針と役割の決定に関すること
 - ウ 被害生徒及び加害生徒に対する対応方針と役割の決定に関すること
 - エ 関係機関との連携に関すること
 - オ 教職員の支援に関すること
 - カ いじめ問題に係る校内研修の実施に関すること

3 いじめの未然防止に関すること

- (1) 授業やホームルーム活動等において生徒の活動を注意深く観察するとともに、各種検査を分析することにより、生徒やクラスの実態把握に努める。
- (2) 教職員は、日常の学校生活において生徒とのコミュニケーションを密にし、面談などにより生徒と向き合う時間を多くとる中で、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りを支援する。
- (3) ホームルーム活動や授業、行事活動等において生命や人権を尊重し、「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」に努め、豊かな心を育てる取組を実施する。
- (4) P T A活動や保護者等研修会の開催、学校ウェブページの活用、学級及び年次通信等による広報活動を通して、保護者等や地域の方へもいじめの未然防止について理解と協力を働きかける。

4 いじめの早期発見に関すること

- (1) 校内研修会等を通して、教職員のいじめに対する認知力を高める。
- (2) いじめの把握のためのアンケートやHyperQ-U、いじめの早期発見のためのチェックリスト等を活用するとともに、授業等における観察や面談などを通じて、日常的に実態把握に努める。
- (3) サイバーネットパトロールを定期的実施する。
- (4) 玄関指導や校内巡視活動において、生徒の様子を日常的に観察する。

5 いじめに対する措置に関すること

- (1) 発見時の緊急対応
- ア 速やかにいじめの被害生徒や情報提供した生徒を守る措置をとる。
 - イ 速やかに事実確認、情報共有を行い、組織的に対応する。
 - ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を積極的に活用し、より実効性のある対応に努める。
- (2) 具体的な対応
- ア 被害生徒側への対応
 - ①被害生徒への対応及び支援
 - ・事実確認とともに、まず生徒の辛い気持ちを理解し、心の安定を図る。
 - ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・必ず解決できるという希望を持つことを伝える。
 - ・自信を持たせる言葉がけをする等、自尊感情を高めるよう配慮する。
 - ②保護者等への対応及び支援
 - ・いじめやいじめと疑われる事例の発見または情報があつた際には、いじめ対策委員会において内容の情報整理・共有を図るとともに、いじめの認知判断により事実関係を保護者に伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
 - ・保護者等の辛い気持ちを理解し、心の安定を図る。
 - ・継続的に家庭との連携を図り、早期解消を目指して取り組むことを伝える。
 - ・保護者等には、「絶対に守る」という気持ちを伝えるとともに、生徒の変化に注視してもらい、些細なことでも連絡・相談するよう依頼する。
 - ・家庭訪問等は複数の教員で対応する。

イ 加害生徒側への対応

①加害生徒への指導

- ・いじめを行った気持ちや状況などを十分聞き取り、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめは決して許されない行為である」ことや被害生徒側の気持ちを理解させる。
- ・加害者であっても、人格を否定するなど過度に追い詰める指導が行われないよう配慮するとともに、学校生活の継続に向けた支援に努める。

②保護者等への対応

- ・正確な事実関係を説明し、被害生徒やその保護者等の気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事態の重大さを認識させ、家庭での指導について協力を依頼する。
- ・生徒の変容を図るため、家庭での関わり方等を共に考え、具体的に助言を行う。

ウ 周囲の生徒への対応

- ・当事者だけの問題に留めず、ホームルーム及び年次、学校全体の問題として捉えさせ、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを助長することを理解させる。
- ・いじめを訴える行動は、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料を基に、いじめについて話し合う機会等を通して人権を尊重する態度を養う。

6 いじめの「解消」の判断

いじめが「解消している」状態とは、次の二つの要件が満たされている状態を指す。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が最低3か月以上継続していることを確認する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者等に対し、面談等により確認を行う。

7 再発防止に向けた対応

- (1) あらゆる機会を通して、事後の状況把握に努める。
- (2) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な観察を行い、折にふれて被害生徒及び加害生徒等への指導を行う。
- (3) 生徒の良い所を見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を持たせる。
- (4) 被害生徒及び加害生徒に対してスクールカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアに努める。
- (5) いじめの事例を検証し、再発防止及び未然防止のための実効性のある方策を立て、いじめのない学校づくりへの取組に発展させる。

8 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次のとおり対応する。

- (1) 重大な事態が発生した旨を速やかに北海道教育委員会に報告する。
- (2) いじめの重大事態に相当するかの事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 北海道教育委員会の判断により、教育委員会等または学校が主体なって調査を継続し、当該事態に対処する方針を決定する。

- (4) 上記の調査結果に基づく事実関係、その他必要な情報については、被害生徒・保護者に対して

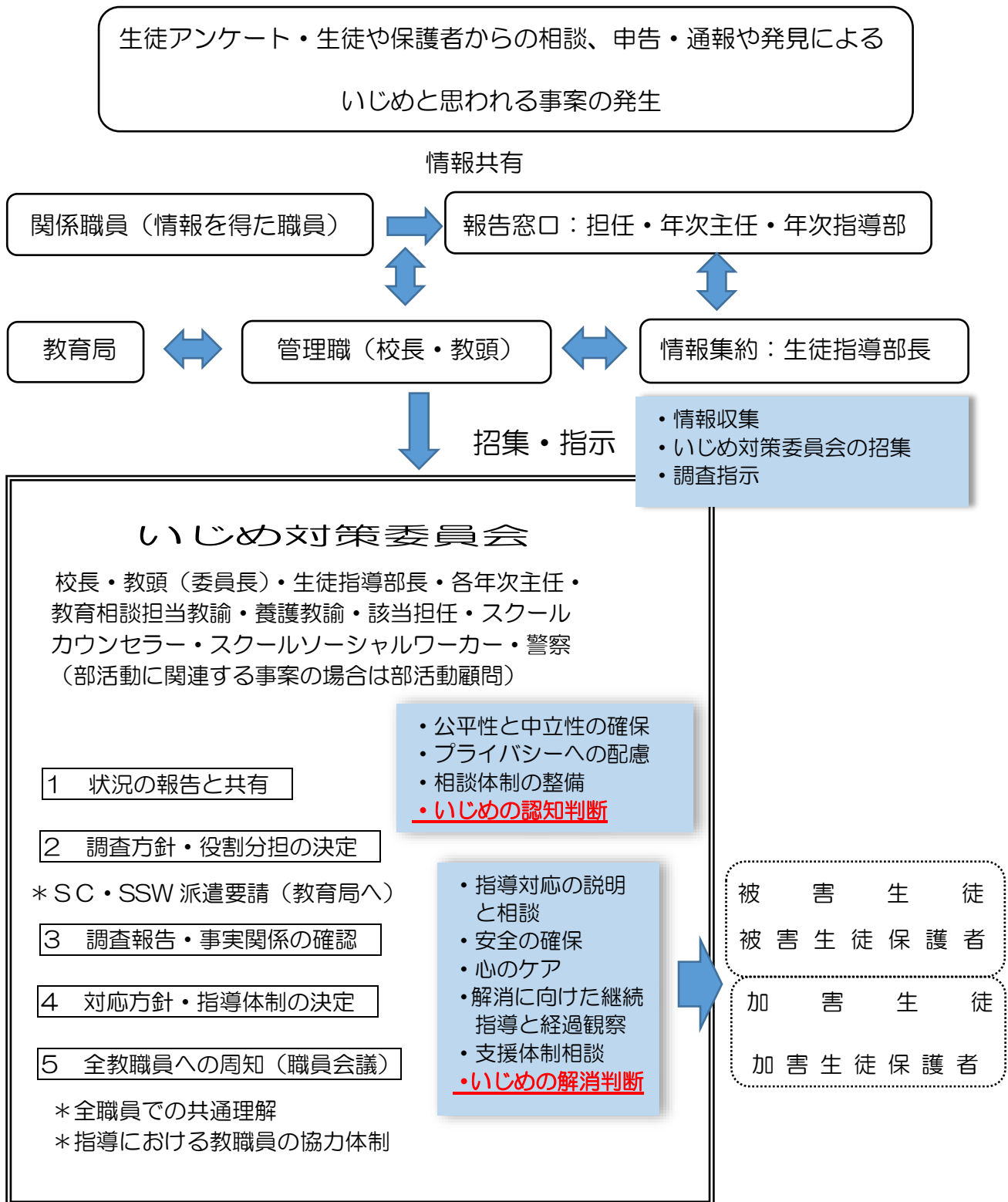
適時、適切な方法で提供する。

- (5) 調査結果に基づき、被害生徒に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。また加害生徒に対しても保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる指導を行う。

9 その他

- (1) 感染者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等、感染症に起因するいじめ等の防止について日常的な啓発に努める。
- (2) 本校の「学校いじめ防止基本方針」について生徒・保護者へ配布するとともに、学校公式ウェブページにおいても閲覧可能とする。
- (3) 学校評価でのいじめ項目における評価結果や教職員、生徒や保護者、外部関係者からの意見をもとに協議し、学校いじめ防止基本方針の点検、見直しを図る。
- (4) いじめ防止・撲滅に向けた「N o ! 3 B（暴力・暴言・傍観）」運動を全校的に推進する。

いじめ事案への対応フロー図



- 1 いじめの事案内容によって学校が必要と認めた時は、所轄警察署に相談・通報し、連携する。
- 2 いじめが解消したと判断した場合においても、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との面談を継続することを通して、再発防止に努める。
- 3 インターネットや携帯電話等の SNS による誹謗中傷や画像等によるいじめ事案に対しては、被害（拡散）を最小限にとどめるため、警察や通信会社と連携し、電子掲示板からの削除依頼を行う。また、可能な限り SNS の画面や画像を保存するなどし、加害生徒及び保護者へ犯罪となる可能性があることを含め指導する。